



第101期 定時株主総会 招集ご通知

目次

第101期定時株主総会招集ご通知……	3
株主総会参考書類……	8

開催
日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

開催
場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティホール
(ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階)
会場についての詳細は、
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2025年度（第101期）は、3ヵ年の中期経営計画「25中計」のスタートの年でした。「25中計」では、「22中計」の取り組みを通じて認識した経営課題を踏まえ、パーパスに基づく「統合思考経営」、「両利きの経営」を基軸とした全社ビジョン（2030年のありたい姿）を確実なものとするため、「経営基盤の強化」「人的資本の拡充」「DXの促進」という3つの重点課題を設定しました。

「経営基盤の強化」では、事業性評価の運用定着および実効性の向上を図るとともに、「抜本的なキャッシュの創出」の仕組みづくり、およびバイサイドM&Aも含む「大胆な資源投入による成長の加速」に取り組んでまいりました。

「人的資本の拡充」では、全社ビジョンの実現に向け、従業員の行動変容を促すべく、2025年4月にバリュー（行動指針）を制定し、人事制度と連動した運用を開始しました。また、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン、働きがい改革、HRBPによる最適な人材アロケーションなどの人材戦略を構成する施策の定着を図ってまいりました。

「DXの促進」では、「22中計」において全社で取り組んだ「デジタル基盤整備」をベースに、これまで各部門・所社で推進してきた「デジタル技術活用」を全社で共有し、一連の活動とするとともに、生成AIの活用や従業員のリテラシー向上に取り組み、業務効率化と戦略の加速を図ってまいりました。

これらの施策に加えて、事業ポートフォリオの動的管理に伴うベストオーナー探索により、自動車用ドアロックの製造・販売会社である三井金属アクト株式会社をはじめとする一部の子会社の株式を、また、資本効率を意識した経営の強化の一環として政策保有株式の一部をそれぞれ売却しました。

その結果、売上高は前期に比べ、46,188百万円（6.5%）増加の758,532百万円となりました。

営業利益は前期に比べ、銅箔の販売量が増加したことに加え、亜鉛等の非鉄金属相場が上昇したこと、また相場の変動に伴う在庫要因が好転したこと等から、56,168百万円（75.1%）増加の130,912百万円となりました。

経常利益は前期に比べ、営業利益が56,168百万円増加したことに加え、持分法による投資利益が2,754百万円増加したこと等から、60,325百万円（78.9%）増加の136,736百万円となりました。

特別損益においては、関係会社株式売却損19,074百万円等を計上しました。加えて、税金費用および非支配株主に帰属する当期純利益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ、26,601百万円（41.1%）増加の91,263百万円となりました。

変化が激しく、厳しい経営環境ではありますが、統合思考経営への変革を遂げ、ステークホルダーの皆様と共に地球を笑顔にすることを目指してまいります。株主の皆様におかれましても、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長 池信省爾

【パーパス】

探索精神と 多様な技術の融合で、 地球を笑顔にする。

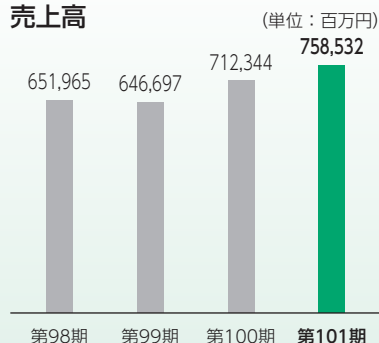
【全社ビジョン】

マテリアルの知恵で“未来”に貢献する、
事業創発カンパニー。

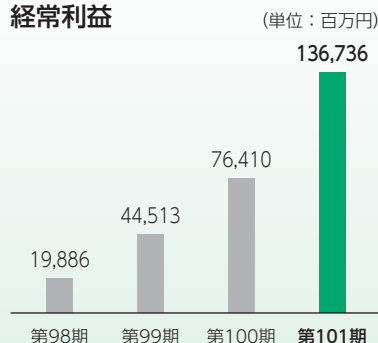
パーパススペシャルサイトをぜひご覧ください。
<https://www.mitsui-kinzoku.com/purpose/>



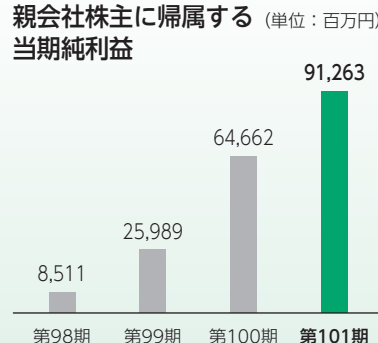
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する 当期純利益



株 主 各 位

三井金属株式会社
代表取締役社長 池 信 省 爾

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第101期定時株主総会を6月26日（金曜日）に開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時 受付開始：午前9時		
場 所	東京都品川区大崎一丁目11番1号 ゲートシティホール（ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階）		
目 的 事 項	報 告 事 項	▶第101期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ▶第101期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件	
	決 議 事 項	<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件 <株主提案（第5号議案から第7号議案まで）> 第5号議案 株式の配当の件 第6号議案 定款の一部変更の件（役員報酬の個別開示） 第7号議案 定款の一部変更の件（社名変更） 株主提案（第5号議案から第7号議案まで）の議案の要領は、後記の株主総会参考書類（31ページから33ページまで）に記載のとおりであります。	

議決権行使に あたってのご注意

本総会におきましては、前記のとおり**株主提案**がなされております。その内容は後記の株主総会参考書類に第5号議案から第7号議案として記載しておりますが、**取締役会としてはこれらの議案に反対しております。**なお、このうち第5号議案につきましては、会社提案の第1号議案と競合する議案となりますので、**双方に賛成されることのないようにご注意ください。**ともに賛成された場合は、第1号議案および第5号議案への議決権行使は無効として取り扱わせていただきます。

その他株主総会 招集に関する事項

当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月25日（木曜日）午後5時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

当社定款の定めにより、代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。また、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

電子提供に関する 事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下インターネット上の当社ウェブサイト「第101期定時株主総会招集ご通知」、「第101期定時株主総会報告書（電子提供措置事項記載書面）」および「第101期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（株主総会）

▶ https://www.mitsui-kinzoku.com/toushi/stock_info/shareholders_meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）欄に「三井金属」、または証券コード欄に「5706」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会資料 （交付書面） の一部省略事項

書面交付請求をされた株主様には、本冊子とあわせて「第101期定時株主総会報告書（電子提供措置事項記載書面）」をお送りしておりますが、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、交付書面には記載していません。なお、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、ならびに、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には以下の書類も含まれております。

事業報告：「研究開発および資源開発の状況」、「財産および損益の状況の推移」、「主要拠点等」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「株式の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」および「その他会社の現況に関する重要な事項」

連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

計算書類：「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項について、修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時入力分まで

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。
議決権行使コード・パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



「議決権行使は難しそう…」
「行使はしたいが面倒だ…」とお考えの方

QRコードを
読み取るだけ

文字入力も
不要！

行使はスマホで**簡単**に行えます！

ぜひお試しください。

- 2** 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

〈議決権行使コード・パスワードを入力する方法はこちら〉

- ① 議決権行使**
ウェブサイトにアクセス
当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

- ② ログイン**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、
「**ログイン**」をクリック

- ③ パスワードの入力**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力のうえ、実際に使用する新しいパスワードを設定し、「**登録**」をクリック

- ④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。**

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031**（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様につきましては、予め申込みされた場合に限り、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



郵送による議決権行使についてのご案内

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただけます。なお、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙イメージ

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第1、4号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印

反対の場合 「否」の欄に○印

株主提案（第5、6、7号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印

反対の場合 「否」の欄に○印

会社提案（第2、3号議案）

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 「否」の欄に○印

一部の候補者を
否認する場合
「賛」の欄に○印
をし、否認する
候補者の番号を
ご記入ください。

※第1号議案と第5号議案は競合する議案となりますので、双方に賛成されることの無いようご注意ください。

株主総会にご出席

**株主総会
開催日時**

2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

当社ではインターネットにより議決権を行使した場合に削減される郵便費用を社会福祉活動に寄付しております。

2025年度におきましては、**5,417名**の株主様にインターネットにより議決権行使をしていただき、**460,445円**を「社会福祉法人げんき」へ寄附いたしました。本総会におきましても株主の皆様のご協力をお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信・事前質問の受付のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう「株主総会のライブ配信」を実施いたします。ライブ配信の視聴方法、事前質問の投稿方法等につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。なお、事前質問に関しては、特にご関心の高い事項に関する質問を総会当日に会場にて回答させていただきます。

 **株主総会ライブ配信**
2026年6月26日（金曜日）
午前10時から
（午前9時30分頃開設予定）

 **事前質問の受付**
2026年6月8日（月曜日）から
6月22日（月曜日）正午まで

1 PCまたはスマートフォン等で専用サイトへアクセスしてください。

URLからログインいただく場合
PCまたはスマートフォン等で下記URLを直接ご入力ください。
<https://5706.ksoukai.jp>

QRコードを読み込む
お手持ちのスマートフォン等で
右記QRコードを読み込んでください。



2 株主様認証画面にて、IDとパスワードを入力し、ログインしてください。

ID **株主番号（9桁）**
※議決権行使書紙に記載されている9桁の番号を入力ください。

パスワード **郵便番号（7桁）**
※基準日時点の株主名簿上ご登録住所の「郵便番号」（ハイフンを除いた7桁の半角数字）を入力ください。



※議決権行使書紙はイメージです。

3 画面の指示に従ってライブ配信の視聴および事前質問の入力をお願いいたします。

【注意事項】

- ライブ配信のご視聴および事前のご質問は株主様ご本人に限ります。
- ライブ配信の模様を録音、録画、公開等することはご遠慮ください。
- システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、一時中断等が発生する場合がございます。なお、通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害については、当社は一切責任を負いかねます。
- ライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会の出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできませんので、議決権行使書またはインターネット等により事前の議決権行使をされますようお願い申し上げます。

- 事前のご質問はできるだけ具体的・簡潔にお願いします。
- 事前に承ったすべてのご質問に対する回答をお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

株主ID・パスワードに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-782-041** 受付時間：午前9時～午後5時
（土日休日を除く）

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を行うことを基本方針としております。
具体的には、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）3.5%を目途に配当を行うことを目標としております。
この当社基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、財政状況、第101期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき145円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 145円 総額 8,295,784,080円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

ご参考

資本政策の基本的な方針

当社は、資本政策の動向が株主の皆様の利益に重要な影響を与えることを踏まえて、資本政策の基本的な考え方は次のとおりとしております。

(1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、国内のみならずグローバルに拡大する事業の基盤として必要な株主資本の水準を保持する。

(2) 配当政策については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を行うことを基本方針としている。

具体的には、累進配当方針を採用し、DOE（連結株主資本配当率）3.5%を目途に配当を行うことを目標とする。

なお、経営基盤強化と財務体質の改善の進捗に応じて、株主還元方針の見直しを行います。

●配当金・DOEの推移

■ 中間配当金 (単位：円)

■ 期末配当金 (単位：円)

● DOE (%)

■ 創業150周年記念配当 (単位：円)

期	中間配当金 (円)	期末配当金 (円)	DOE (%)	創業150周年記念配当 (円)
第98期	140	140	3.3	0
第99期	70	70	3.1	0
第100期	75	90	3.2	15
第101期	100	145	3.5	0

(注) 資本政策の基本的な方針は第101期から変更し、適用しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名は、本総会終結の時をもって全員の任期が満了いたします。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであり、戸井田和彦、武川恵子は社外取締役候補者であります。

また、取締役候補者は、社外取締役を委員長とする指名検討委員会において、多様性にも配慮しつつ、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討のうえ、その結果を踏まえて取締役会にて決定しております。

(男性：5名、女性：1名)

候補者 番 号	氏 名	地 位	担 当	取締役 在任年数	取締役会 出席率	候補者属性	指名検討 委員会	報酬 委員会	内部監査 委員会
1	のう 納 武士	取締役会長	—	11年	100%	再 任			
2	いけのぶ 池信 せい じ 省爾	代表取締役 社長	—	3年	100%	再 任	○	○	
3	おか べ 岡部 まさ と 正人	代表取締役 専務取締役	専務執行役員 機能材料事業本部長	4年	100%	再 任			◎
4	よしもと 吉本 せい い ち ろ う 誠一朗	—	常務執行役員 経営企画本部長	—	—	新 任			
5	と い だ か ず ひ こ 戸井田 和彦	社外取締役	取締役会議長	6年	100%	再 任	社 外	独 立	○ ○ △
6	たけがわ 武川 けい こ 恵子	社外取締役	—	5年	100%	再 任	社 外	独 立	○ ○ △

(注) 1.地位、担当および各委員会の表示は、本招集ご通知発送日時点の当社におけるものを記載しております。

2. 指名検討委員会、報酬委員会、内部監査委員会の委員長には◎、委員には○、オブザーバーには△を記載しております。

3. 武川恵子の在任年数は社外監査役も含め通算7年となります。

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号
1

の う た け し
納 武 士
(1961年12月3日生)

取締役会	指名検討委員会	報酬委員会	所有する 当社の株式数	取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (9回/9回)	100% (12回/12回)	36,000株	11年



再任

略歴、地位および担当

1986年 4月 当社入社
2010年 6月 Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn.Bhd. Managing Director
2013年10月 当社金属・資源事業本部リサイクル推進部長
2014年 4月 当社執行役員 金属事業本部金属事業部技術統括部長
2015年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
2015年 6月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
2015年10月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長兼企画部長
2016年 4月 当社代表取締役常務取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長
2020年 4月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 事業創造本部長
2021年 4月 当社代表取締役社長
2026年 4月 当社取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社グループの電子材料事業、機能材料事業を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、また将来の布石として成長商品・事業の創出のために事業創造本部を立ち上げるなど、現下の成長分野、今後成長が見込まれる分野を含め、当社の事業に深く精通しております。2020年に代表取締役副社長、2021年に代表取締役社長、2026年4月からは取締役会長として、当社の持続的成長を常に念頭に置いた経営を行い、中長期の企業価値向上に寄与しております。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する高い倫理観と多様な見識、経験、専門性、能力を持っており、取締役会の適切な経営監督および意思決定機能強化に貢献する、当社取締役に欠かせない人材であると判断いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

い け の ぶ せ い じ
池 信 省 爾
(1971年2月12日生)

取締役会

100%
(14回/14回)

所有する
当社の株式数

9,300株

取締役
在任年数

3年



再任

略歴、地位および担当

1995年 4月 当社入社
2013年 6月 当社金属・資源事業本部技術統括部技術企画部長
2015年 1月 当社機能材料事業本部銅箔事業部生産企画部上尾事業所長
2016年 4月 当社金属事業本部企画部長
2020年 4月 当社金属事業本部企画部長兼銅・貴金属事業部副事業部長兼事業推進部長
2021年 4月 当社執行役員 経営企画本部経営企画部長
2023年 4月 当社執行役員 経営企画本部副本部長兼経営企画部長
2023年 6月 当社取締役兼執行役員 経営企画本部副本部長兼経営企画部長
2024年 4月 当社常務取締役兼常務執行役員 経営企画本部長
2025年 4月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 経営企画本部長
2026年 4月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社グループの金属事業、機能材料事業、経営企画など幅広い経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。また、2021年に執行役員、2023年に取締役経営企画本部副本部長、2024年に常務取締役経営企画本部長、2025年に代表取締役副社長、2026年4月からは代表取締役社長として、当社の経営に参画するとともに当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する多様な見識、高い倫理観、決断力、戦略立案力、実行力、そして変革力を持っており、当社取締役に欠かせない人材であると判断いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

おかべ まさと
岡部 正人
(1963年5月5日生)

取締役会	内部監査委員会	所有する 当社の株式数	取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (5回/5回)	16,100株	4年



再任

略歴、地位および担当

1986年 4月 当社入社
2010年 6月 台湾銅箔股份有限公司 董事兼副總經理
2011年 6月 当社電子材料事業本部企画部長
2013年 9月 当社機能材料事業本部触媒事業統括部長付
2014年 1月 当社機能材料事業本部触媒事業統括部営業部長
2015年10月 当社機能材料事業本部触媒事業部副事業部長兼営業部長
2016年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部触媒事業部長
2019年10月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼触媒事業部長
2020年 4月 当社常務執行役員 機能材料事業本部長
2022年 6月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長
2023年 4月 当社常務取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長兼企画部長
2024年 4月 当社代表取締役専務取締役兼専務執行役員 機能材料事業本部長（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社グループの電子材料事業、機能材料事業での営業、企画の豊富な経験による事業戦略や営業・マーケティングに関する知見を持ち、当社の事業に深く精通しております。また、2020年に常務執行役員 機能材料事業本部長、2022年に取締役、2023年に常務取締役、2024年4月からは代表取締役専務取締役として、当社の経営に参画するとともに、機能材料事業本部を統括し、当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する多様な見識、高い倫理観、決断力、戦略立案力、実行力、そして変革力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

よしもと せい い ち ろ う

吉本 誠一郎

(1967年4月19日生)

所有する
当社の株式数

5,500株

取締役
在任年数

—



新任

略歴、地位および担当

1992年 4月 当社入社
2020年 6月 当社経営企画本部経理部長
2023年 4月 当社執行役員 経営企画本部経理部長
2026年 4月 当社常務執行役員 経営企画本部長（現任）

重要な兼職の状況

パウダーテック株式会社社外監査役

取締役候補者とした理由

当社グループの財務、経理、関係会社のマネジメントなど幅広い経験および知識を有し、当社の事業に深く精通しております。また、2023年に執行役員として当社の経営に参画するとともに、2026年4月からは常務執行役員 経営企画本部長として経理部、コーポレートコミュニケーション部およびCSR室を統括し、当社グループの企業価値最大化に向けて諸施策を推進しております。

当社グループの企業価値向上に資する多様な見識、高い倫理観、専門性、能力を持っており、当社取締役会に欠かせない人材であると判断いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号
5

と い だ か ず ひ こ
戸井田 和彦
(1952年7月2日生)

取締役会	指名検討委員会	報酬委員会	内部監査委員会	所有する 当社の株式数	社外取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (9回/9回)	100% (12回/12回)	100% (5回/5回)	2,300株	6年



再任

社外

独立

略歴、地位および担当

1975年 4 月 日産自動車株式会社入社
2001年 4 月 同社常務（SVP）グローバルアフターセールス担当
2005年 4 月 同社常務（SVP）日本マーケティング＆セールス担当MC-Dealer議長
2009年 4 月 株式会社ファルテック取締役副社長
2009年 4 月 株式会社アルティア取締役会長
2010年 4 月 株式会社ファルテック代表取締役社長、CEO
2017年 4 月 同社代表取締役会長
2017年 6 月 同社相談役
2018年 4 月 学校法人立教学院常務理事
2020年 6 月 当社社外取締役（現任）
2020年 9 月 学校法人立教学院理事長
2022年 6 月 当社取締役会議長（現任）
2023年 4 月 立教大学応用人工知能イノベーションセンターアドバイザー（現任）
2025年 4 月 立教大学人工知能研究科アドバイザー・経理（現任）
2025年 6 月 学校法人聖ステパノ学園理事長（現任）

重要な兼職の状況

立教大学人工知能研究科アドバイザー・経理
学校法人聖ステパノ学園理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日産自動車株式会社で営業部門を中心に商品企画、販売促進、販売会社の立ち上げなど幅広い業務を行い、業務執行者としての経験を有するほか、株式会社ファルテックにおいては代表取締役社長として当時の東京証券取引所一部上場を実現しました。2020年から2022年までは学校法人立教学院理事長を務めており、豊富な知識・経験を有しております。幅広い業務経験や、経営者としての豊富な知識と経験を活かし、中長期的な企業価値向上の観点から、社内の常識にとらわれない経営陣から独立した立場で積極的に意見を述べることで、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上に寄与することを期待し、社外取締役候補者いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号
6

たけがわ けい こ
武川 恵子
(1958年4月23日生)

取締役会	指名検討委員会	報酬委員会	内部監査委員会	所有する 当社の株式数	社外取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (9回/9回)	100% (12回/12回)	80% (4回/5回)	2,600株	5年



- 再任
- 社外
- 独立

略歴、地位および担当

- 1981年 4月 総理府（現 内閣府）入府
- 2008年 7月 内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当）
- 2009年 7月 内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
- 2012年12月 内閣府大臣官房政府広報室長
- 2014年 7月 内閣府男女共同参画局長
- 2019年 4月 学校法人昭和女子大学教授
- 2019年 6月 当社社外監査役
- 2019年 6月 日本電信電話株式会社社外取締役
- 2020年 4月 学校法人昭和女子大学グローバルビジネス学部長
- 2020年 4月 学校法人昭和女子大学女性文化研究所長（現任）
- 2021年 4月 学校法人昭和女子大学特命教授（現任）
- 2021年 4月 積水ハウス株式会社社外取締役
- 2021年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2025年12月 株式会社カナミックネットワーク社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 学校法人昭和女子大学女性文化研究所長
- 学校法人昭和女子大学特命教授
- 株式会社カナミックネットワーク社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

内閣府大臣官房政府広報室長や男女共同参画局長を歴任し、女性活躍推進など政策の立案・実行に携わった豊富な知識・行政経験を有し、現在も学校法人昭和女子大学特命教授ならびに女性文化研究所長を務めております。これまでに社外取締役・社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、当社が推進するダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの取り組みへの適切な助言はもとより、政府の動向を踏まえた当社のあるべき方向性について意見を述べることで、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上に寄与することを期待し、社外取締役候補者いたしました。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件における注記事項

（注）1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、戸井田和彦および武川恵子との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、各候補者の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

3. 独立役員の届出について

当社は、戸井田和彦および武川恵子を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

4. 法令または定款に違反する事実その他不当または不正な業務の執行の予防のために社外取締役が行った行為および発生後の対応

戸井田和彦および武川恵子が社外取締役在任中である前期に、当社子会社である三井金属パーライト株式会社において、検査データのねつ造・改ざん等を行っていた事案が判明いたしました。

両氏は、日頃から法令遵守の重要性などの注意喚起等を行っていましたが、事前に当該事実を認識しておりませんでした。当該事実の判明後は、親会社としての監督責任を踏まえ、両氏は、独立した立場から取締役会等において、当社グループ全体を対象とする再発防止策の進捗状況について継続的に監督し、内部統制の一層の強化に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名は、本総会終結の時をもって全員の任期が満了いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであり、石田徹、井上宏、川西幸子は社外取締役候補者であります。

また、取締役候補者は、社外取締役を委員長とする指名検討委員会において、多様性にも配慮しつつ、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討のうえ、その結果を踏まえて取締役会にて決定しております。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

(男性：3名、女性：1名)

候補者 番 号	氏 名	地 位	担 当	取締役 在任年数	取締役会 出席率	監査等 委員会 出席率	候補者属性			指名検討 委員会	報酬 委員会	内部監査 委員会
1	し き かず や 志岐 和也	取締役 (常勤監査等委員)	監査等委員会 委員長	2年	100%	100%	再 任					△
2	い し だ とおる 石田 徹	社外取締役 (監査等委員)	—	2年	100%	100%	再 任	社 外	独 立	◎	○	△
3	い の う え ひろし 井上 宏	社外取締役 (監査等委員)	—	2年	100%	100%	再 任	社 外	独 立	○	◎	△
4	か わ に し さち こ 川西 幸子	社外取締役 (監査等委員)	—	2年	92%	92%	再 任	社 外	独 立	○	○	△

(注) 1.地位、担当および各委員会の表示は、本招集ご通知発送日時点の当社におけるものを記載しております。

2.指名検討委員会、報酬委員会、内部監査委員会の委員長には◎、委員には○、オブザーバーには△を記載しております。

3.石田徹の在任年数は社外監査役も含め通算8年となります。

4.井上宏の在任年数は社外監査役も含め通算5年となります。

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

東京証券取引所等の定め
に基づく独立役員候補者

候補者番号

1

し き か ず や
志岐 和也
(1964年4月2日生)

取締役会	監査等委員会	内部監査委員会	所有する 当社の株式数	取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (14回/14回)	100% (5回/5回)	5,200株	2年



再任

略歴、地位および担当

1988年 4 月 当社入社
2016年 1 月 当社経営企画本部法務部長
2019年 4 月 当社理事 経営企画本部法務部長
2024年 6 月 当社取締役 常勤監査等委員（現任）
2024年 6 月 当社監査等委員会委員長（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査等委員である取締役候補者とした理由

長年法務業務に携わり、法務部門における深い知識を有するとともに、リスク管理に関する相当程度の知見を有していることから、取締役会における経営監督の実効性向上に寄与し、監査等委員である取締役としての役割・責務を適切に遂行できる人材であると判断いたしました。

同氏が選任された場合は、当社を良く知る立場で社外取締役と連携し、監査等委員として取締役会の経営に対する監督機能の強化を図り、業務執行全般の監査・監督に当たる予定であります。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

い し だ とおる

石田 徹

(1952年11月1日生)



再任

社外

独立

取締役会	監査等委員会	指名検討委員会	報酬委員会	内部監査委員会	所有する当社の株式数	社外取締役在任年数
100% (14回/14回)	100% (14回/14回)	100% (9回/9回)	100% (12回/12回)	100% (5回/5回)	1,700株	2年

略歴、地位および担当

- 1975年 4 月 通商産業省（現 経済産業省）入省
- 2003年 7 月 経済産業省大臣官房総括審議官
- 2005年 9 月 同省貿易経済協力局長
- 2007年 7 月 同省産業技術環境局長
- 2008年 7 月 同省資源エネルギー庁長官
- 2011年 1 月 東京電力株式会社顧問
- 2013年 6 月 日本アルコール販売株式会社取締役
- 2014年 6 月 同社取締役副社長
- 2015年12月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
- 2018年 6 月 当社社外監査役
- 2024年 6 月 山九株式会社社外取締役（現任）
- 2024年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

山九株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

経済産業省産業技術環境局長、資源エネルギー庁長官および日本商工会議所・東京商工会議所専務理事を務めるなど、長年にわたり商工業の発展に寄与する要職を務めてきております。

当社社外監査役に就任して以来、業務執行全般の監査に取り組むなど、ガバナンス強化に努めた経験からも業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、独立した立場で当社の経営に対し意見を述べることができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

同氏が選任された場合は、これまでの豊かな知見と知識や当社での監査の経験を活かし、監査等委員として取締役会の経営に対する監督機能の強化を図り、業務執行全般の監査・監督に当たっていただく予定であります。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

いのうえ ひろし

井上 宏

(1957年6月17日生)



再任

社外

独立

取締役会	監査等委員会	指名検討委員会	報酬委員会	内部監査委員会	所有する 当社の株式数	社外取締役 在任年数
100% (14回/14回)	100% (14回/14回)	100% (9回/9回)	100% (12回/12回)	100% (5回/5回)	3,000株	2年

略歴、地位および担当

- 1985年 4 月 検事任官
- 2012年 1 月 法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）
- 2012年11月 奈良地方検察庁検事正
- 2014年 7 月 法務省入国管理局長
- 2017年 3 月 最高検察庁監察指導部長
- 2017年 6 月 名古屋地方検察庁検事正
- 2018年 2 月 札幌高等検察庁検事長
- 2020年 1 月 福岡高等検察庁検事長
- 2020年10月 弁護士登録、桃尾・松尾・難波法律事務所入所（現任）
- 2021年 6 月 当社社外監査役
- 2023年 6 月 マツダ株式会社社外取締役監査等委員（現任）
- 2024年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任）
- 2025年 4 月 株式会社日本カストディ銀行社外取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

弁護士
 マツダ株式会社社外取締役監査等委員
 株式会社日本カストディ銀行社外取締役監査等委員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

検事および弁護士としての法曹界における豊富な経験と実績を積んでおり、当社社外監査役に就任して以来、業務執行全般の監査に取り組むなどガバナンス強化に努めてまいりました。これまでには社外取締役・社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、独立した立場で当社の経営に対し意見を述べることができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、これまでの豊かな知見と知識や当社での監査の経験を活かし、監査等委員として取締役会の経営に対する監督機能の強化を図り、業務執行全般の監査・監督に当たっていただく予定であります。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号
4

かわにし さちこ
川西 幸子
(1959年1月22日生)

取締役会	監査等委員会	指名検討委員会	報酬委員会	内部監査委員会	所有する 当社の株式数	社外取締役 在任年数
92% (13回/14回)	92% (13回/14回)	100% (9回/9回)	91% (11回/12回)	100% (5回/5回)	600株	2年



再任

社外

独立

略歴、地位および担当

1981年 4 月 日本ハネウェル・インフォメーション・システムズ株式会社入社
1986年12月 サンワ・等松青木監査法人入所
2000年 8 月 株式会社インターネットディスクロージャー専務取締役（現任）
2016年 6 月 株式会社ダスキン社外監査役
2024年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インターネットディスクロージャー専務取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

ソフトウェアエンジニアとしてキャリアをスタートさせた後、公認会計士に転じ、長年にわたり企業の監査に携わっている経験から、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、独立した立場で当社の経営に対し意見を述べることができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

同氏が選任された場合は、これまでの豊かな知見と経験を活かし、監査等委員として取締役会の経営に対する監督機能の強化を図り、業務執行全般の監査・監督に当たっていただく予定であります。

当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件における注記事項

(注) 1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、石田徹、井上宏、川西幸子との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、各候補者の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。

3. 独立役員の届出について

当社は、石田徹、井上宏、川西幸子を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

4. 法令または定款に違反する事実その他不当または不正な業務の執行の予防のために社外取締役が行った行為および発生後の対応

石田徹、井上宏、川西幸子の各氏の社外取締役在任中である前期に、当社子会社である三井金属パーライト株式会社において、検査データのねつ造・改ざん等を行っていた事案が判明いたしました。

各氏は、日頃から法令遵守の重要性などの注意喚起等を行っていましたが、事前に当該事実を認識しておりませんでした。当該事実の判明後は、親会社としての監督責任を踏まえ、各氏は、独立した立場から取締役会等において、当社グループ全体を対象とする再発防止策の進捗状況について継続的に監督し、内部統制の一層の強化に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。

5. 他社における法令または定款に違反する事実その他不当または不正な業務の執行の予防のために当社社外取締役が行った行為および発生後の対応

井上宏が社外取締役監査等委員に就任しているマツダ株式会社において、2024年に型式指定申請における不適切事案が判明いたしました。

同氏は、日頃からマツダ株式会社取締役会等において法令遵守の重要性などの注意喚起等を行っていましたが、事前に当該事実を認識しておりませんでした。当該事実の判明後は、徹底した実態調査および再発防止に向けて更なる内部統制体制の強化を行うよう各種の提言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

ご参考 | 役員の構成（本総会終結後の予定）

以下のスキルマトリクスにおけるスキルは、指名検討委員会において、当社の「パーパス」、「全社ビジョン」、特に「25中計」を遂行するうえで必要なものを選定しております。

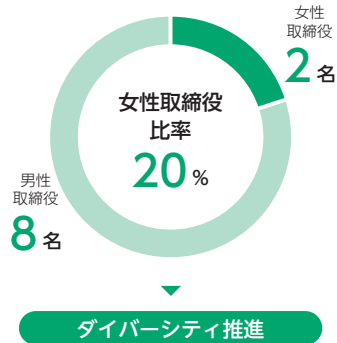
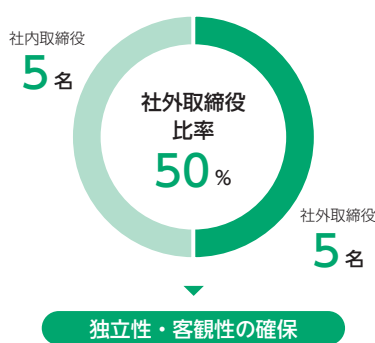
(1) 必要なスキルとして選定した理由およびその充足条件

スキル	スキルを選定した理由	充足条件
 企業経営	パーパス、ビジョンに向けた25中計実行のためには、戦略策定と統合思考経営・両利きの経営を実践できる能力、経験とリーダーシップが必要であるため	・上場企業ないしこれに準ずる企業での取締役としての経営経験 ・経営企画部門の役員
 事業戦略	事業の継続的成長の実現には、競争優位性の確立が可能な戦略の立案・実行ができる知識と経験が必要であるため	・機能材料・金属の事業戦略の立案実行により一定の成果を得た経験
 財務会計	経営の根幹を支える財務基盤の強靱化、持続的な企業価値向上に向けた成長投資と株主還元強化を実現する財務戦略の策定には、財務・会計に関する知識と経験が必要であるため	・財務管理・経理・資金調達関連部門の役員ないしこれに準ずる経験
 技術/研究開発/DX	会社の成長の原動力は、新しい商品・事業の創出と既存事業の深化が必要であり、独自技術による開発と高度な生産技術・DXによる効率化が不可欠であるため	・研究開発関連部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・生産技術、DX部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・学識経験者
 営業/マーケティング	ビジネス環境、取引先などのステークホルダーとの関係に精通し、商品企画と販売戦略の立案および実行ができる知識と経験が必要であるため	・営業・マーケティング部門の役員ないしこれに準ずる経験
 人材/組織開発	会社の最重要資源である人材の確保・育成、エンゲージメント向上のための働きがい向上、ダイバーシティの推進が業績に直結するため	・人事関連部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・組織の構築、人材の育成、組織文化の醸成により一定の成果を得た経験 ・官公庁での経験、学識経験者
 法務/リスク管理/コンプライアンス	事業活動における適切なガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントの実践、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも法務知識と経験が必要であるため	・法務関連部門の役員ないしこれに準ずる経験 ・法曹関連実務経験者・資格保有者 ・官公庁での経験、学識経験者 ・安全・品質保証関連部門の役員ないしこれに準ずる経験
 国際性	グローバル企業として生き残るためには、国ごとの文化や多様性を深く理解し尊重する必要があるため	・海外法人における役員経験ないしビジネス経験 ・海外での学術経験者
 サステナビリティ/経済安全保障	社会に必要とされ続けるためには、環境への配慮や公正な事業慣行の維持、経済安全保障への対応が必要であり、事業に関することを含めた高度な知識と長期的視点、対応力が求められるため	・事業部門の役員経験者とESG/CSR関連部門の役員、ないしこれに準ずる経験 ・官公庁での経験、学識経験者 ・コンサルタントとしての経験

(2) 役員のスキル構成について

氏名	地位	担当	保有しているスキルと特に期待されるスキル								
			企業 経営	事業 戦略	財務 会計	技術/ 研究開発/ DX	営業/ マーケティング	人材/ 組織 開発	法務/ リスク管理/ コンプライアンス	国際性	サステナ ビリティ/ 経済安全 保障
納 武士	取締役会長		●	○		●				○	●
池信 省爾	代表取締役社長		●	○		●			○		
岡部 正人	代表取締役専務取締役	専務執行役員 機能材料事業本部長		●			●			●	○
吉本 誠一郎	取締役	常務執行役員 経営企画本部長	○		●					●	
戸井田 和彦	社外取締役	取締役会議長	●	○			●			○	○
武川 恵子	社外取締役							●	○	●	
志岐 和也	取締役（常勤監査等委員）	監査等委員会委員長							●	○	○
石田 徹	社外取締役（監査等委員）								●	○	●
井上 宏	社外取締役（監査等委員）							○	●		●
川西 幸子	社外取締役（監査等委員）		○		●	○					○

(注) 1. 代表取締役等は本総会終結後に開催の取締役会にて決議される予定です。
2. 表中の○は保有しているスキル、●は特に期待されるスキルを表しております。



取締役の選任方針

当社は、三井金属グループのパーパスである「探索精神と多様な技術の融合で、地球を笑顔にする。」を実現するため、取締役の選任および解任の基準を以下のとおり定めます。本基準は、取締役の責務を明確にし、持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としています。

取締役の選任基準

- ・ 経営理念、三井金属グループのパーパス、会社ビジョンに共感し、経営戦略、事業特性等を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する資質および能力を有すること
- ・ 取締役として高い倫理観を持ち、透明性のある意思決定ができること
- ・ 心身ともに健康面での不安が無いこと
- ・ 経営者としての覚悟、高いモチベーション・意欲があること
- ・ 職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たすための資質を備えていること

特に社外取締役に求められる基準

- ・ 企業経営、事業戦略、財務会計、技術・研究開発・DX、営業・マーケティング、人材・組織開発、法務・リスク管理・コンプライアンス、国際性、サステナビリティ・経済安全保障等のいずれかまたは複数の分野で高い見識や豊富な経験を有するとともに、当社の独立性基準を満たすこと
- ・ 当社の経営全体を俯瞰する立場から、本質的な課題やリスクを把握する能力等を有し、株主の目線で経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること

代表取締役の選定基準

- ・ 倫理観：高い道徳・倫理的な原則と価値観を持って、遵守する力を有していること
- ・ 決断力：企業価値向上の実現に向け、利害関係者からの批判を乗り越え果敢に決断する力を有していること
- ・ 戦略立案力：中長期的な戦略を立案できる大局観と構想力を有していること
- ・ 実行力：成長戦略を実行する力を有していること
- ・ 変革力：常識・過去の慣行に縛られない視座を持ち、実現に向けて組織を変えていく力を有していること

取締役の解任基準

- ・ 会社法第331条に定める取締役の欠格事由に準じた事態が発生した場合（※有罪判決を受けた場合、破産した場合等）
- ・ 反社会勢力との関係が認められた場合
- ・ 職務上の法令違反や内規違反、私的事項における重大な法令違反等が認められた場合
- ・ 職務の遂行状況やその他客観的事実に基づきその機能を十分発揮していないと認められる場合
- ・ 取締役の選任基準を満たさないと認められた場合

代表取締役の解職基準

取締役の解任基準に加え、以下の要件を定める。

- ・ 代表取締役の任に堪えないような健康状態であり、早期回復の見込みが無いと認定される場合
- ・ 代表取締役の選定基準を満たさないと認められた場合

社外取締役の独立性基準

社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む）の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、金融商品取引所に定める独立性基準を満たす者として、それぞれ以下の要件のいずれにも該当しない者を候補者とする。

- (1) 当社または当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者^(注1)
- (2) 過去10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者
ただし、過去10年以内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者については、それらの役職への就任の前10年間に於いて、当社グループの業務執行者であった者
- (3) 当社グループを主要な取引先^(注2)とする者またはその業務執行者
- (4) 当社グループの主要な取引先^(注2)またはその業務執行者
- (5) 当社グループから、役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者または多額^(注3)の金銭その他の財産上の利益を得ている法人、組合等の団体に所属する者
- (6) 最近において前記(3)から(5)のいずれかに該当していた者
- (7) 次のア. からウ. までのいずれかに掲げる者（重要でない業務執行者を除く）の配偶者または二親等以内の親族
ア. 前記(1)および(3)から(6)までに掲げる者
イ. 当社グループの非業務執行取締役
ウ. 最近において当社グループの業務執行者または非業務執行取締役であった者

なお、社外取締役の在任期間は最長10年とする。特段の事情がない限り、次の任期中に10年を超える場合は、再任しない。^(注4)

この基準の改廃は指名検討委員会の決議により定める。

(注1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、支配人その他使用人をいう。

なお、監査等委員である社外取締役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

(注2) 「主要な取引先」とみなす基準は次のとおりとする。

・直近事業年度における当社グループへの当該取引先の取引額（または当該取引先への当社グループの取引額）がその者（または当社グループ）の連結売上高の2%を超える場合

(注3) 多額とは、過去3事業年度の平均で1億円または当該団体の総収入の2%のいずれか高い金額をいう。

(注4) 社外取締役としての在任期間は、監査役会設置会社の時の社外監査役の在任期間も通算する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2024年6月27日開催の第99期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額720百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）とご承認いただいております。また、2025年6月27日開催の第100期定時株主総会において、上記報酬の内枠で当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）に基づき、支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）または当社の普通株式の総額は、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内（うち社外取締役分は年10百万円以内）、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内、合わせて年額100百万円以内および当社が発行または処分する当社の普通株式の総数を「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年16,650株以内（うち社外取締役分は年3,400株以内）、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年16,650株以内、合わせて年33,300株以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めるため、代表取締役社長の基礎報酬の一部を勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬へ移行し、株式報酬の割合を引き上げ、また、当社株価の上昇に伴う当社株式価値の増加を考慮して、本制度の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

具体的には、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権または当社普通株式の総額および本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数を「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年額70百万円以内（うち社外取締役分は年10百万円以内）および年20,000株以内（うち社外取締役分は年2,900株以内）、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内および年14,300株以内、合わせて年額120百万円以内および年34,300株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）と変更します。上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではありません。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合には、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行または処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭報酬債権の払込みを要しないものとなりますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社の普通株式の額は、当社の普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終

値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行または処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、本議案における対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、方針の内容は、当社ウェブサイトに掲載しております「第101期定時株主総会報告書（電子提供措置事項記載書面）」24ページをご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.05%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.5%程度）と希釈化率は軽微であります。

現在の対象取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は以下のとおりです。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度に係る有価証券報告書（交付日が当該事業年度開始後6か月以内の日である場合は半期報告書）が提出されるよりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。

（2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除および無償取得

① 勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

② ESG 指標要件型譲渡制限付株式報酬

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったこと、かつ、当社の取締役会から株式報酬決定基準の制定について一任を受けた報酬委員会が予め定めるESG指標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が、役務提供期間満了後に、当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、当該退任または退職した直後の時点または当該業績目標を達成したことが確定した日の翌日の到来時点のいずれか遅い時点とする。）をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、正当な理由により役務提供期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限の解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社の取締役会から株式報酬決定基準の制定について一任を受けた報酬委員会が予め定めるESG指標を達成できなかったことが確定した時点をもって当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

＜株主提案（第5号議案から第7号議案まで）＞ 株主1名（議決権数301個）からご提案された議案

- 第5号議案から第7号議案までは、以下の株主様からのご提案となっております。

株主名：株式会社ヒデショウ（福岡県北九州市小倉北区西港町72番20号）
保有する議決権数：301個

- 各議案の提案の内容および提案の理由は、誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しております。

株主提案 とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。

このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、1名の株主様から株主提案権の行使がなされたため、これを掲載しておりますが、取締役会としては、これらの議案いずれにも **反対** しております。

次ページ以降の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主提案

第5号議案

株式の配当の件

1. 議案内容

年間の配当金額を1株当たり500円にする。

2. 提案する理由

現在、当社の配当は240円であるが、配当性向が15.9%しかなく、あまりにも低い。通常は40～50%である。

株主をバカにしているとしか考えられない。

[当社取締役会の意見]

反 対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、適切な利益配分を行うことを基本方針としております。具体的には、継続的かつ安定的な配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）3.5%を目途に配当を行うことを目標としております。

この方針の下、当社といたしましては、企業経営を取り巻く環境が多様化、複雑化している中、2025年度を初年度とする中期経営計画である「25中計」の達成および2030年のありたい姿に向けて「社会的価値の向上」と「経済的価値の向上」を両立するためには、新たな事業の創造やバイサイドM&Aをはじめとしたさらなる成長投資と経営基盤の強化が必要であると考えております。

従いまして、取締役会としては、年間の配当金額を1株当たり500円とするのご提案に反対いたします。

株主提案

第6号議案

定款の一部変更の件（役員報酬の個別開示）

1. 議案内容

毎年、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬について、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける旨、定款に定めるものとする。

2. 提案する理由

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはない。

日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。

〔当社取締役会の意見〕

反 対 取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

当社の取締役の報酬等は、基礎報酬、業績報酬、株式報酬から構成されております。基礎報酬は会社業績、企業価値等を総合的に勘案したうえで決定しており、業績報酬は、取締役会長および社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に連結経常利益およびROICを指標として算出しております。また、株式報酬は勤務継続要件型およびESG指標の達成を要件とするESG指標要件型の譲渡制限付株式報酬としております。

これらの決定については、社外取締役、社長、人事部担当取締役（または人事部担当執行役員）からなる任意の報酬委員会において、株主総会で決議された報酬額の範囲内で公正かつ透明性をもって行っております。また、開示につきましては事業報告において法令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、これらのうちの社外取締役それぞれの区分毎の総額および員数について適正に開示しており、経営が適切に行われていたかを監督する株主の要請に十分応えていると認識しております。

従いまして、取締役会としては、本議案のように取締役の報酬を個別開示する旨の規定を定款に設けることは不要であると判断し、ご提案に反対いたします。

なお、第100期定時株主総会にかかる事業報告からは、代表取締役社長および報酬等の総額が1億円以上の取締役について、個別開示を行うこととしております。

株主提案

第7号議案

定款の一部変更の件（社名変更）

1. 議案内容

会社名を三井金属鉱業株式会社から「環境ファースト株式会社」へ変更する。

2. 提案する理由

現小池都知事が掲げたスローガンでもある「都民ファースト」は、「都民のために都政を動かす」という理念に基づき、東京を経済・福祉・環境などあらゆる分野で持続可能な社会へと再構築するという意味だそうだ。

当社もイタイタイ病の発生させた過去を反省し、「環境ファースト」という社名にして、経済・福祉・環境などあらゆる分野で再構築し、「過去の犯した罪カドミウムという猛毒を二度と流出させない」と、心に刻むべきである。

〔当社取締役会の意見〕

反 対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

当社は、1874年の創業以来、取り巻く事業環境が様々に変化する中、揺るがない価値観を示す経営理念の下で、その時々を経営判断により企業価値の向上に最適と考えられる事業展開を進めてまいりました。商号に使用しております「三井金属」は、その過程で培ってきた社会からの信頼や三井グループであることも含めた会社のブランド等、代えることのできない無形資産としての価値を有するものであると考えております。なお、2025年開催の第100期定時株主総会において、現在の業容をより明確に反映するとともに、当社グループがこれまで以上に一体となって統合思考経営を実践し、持続的な企業価値向上の仕組みを構築することを目的に、「三井金属鉱業株式会社」から「三井金属株式会社」への商号変更を株主の皆様にご承認いただきました。これを受け、2025年10月1日をもって商号を変更しております。

一方で、商号を「環境ファースト株式会社」に変更することは、商号から業容を推測することができず、上記の価値の総体や理念を棄損するものであることから、不適当と判断いたします。

従いまして、取締役会としては、会社名を「環境ファースト株式会社」に変更するとのご提案に反対いたします。

なお、神通川流域におけるカドミウム問題につきましては、イタイタイ病裁判の終結から50年以上が経過しておりますが、年月が経っても、鉱害防止のための発生源対策に終わりはないと考えております。当社が当地で永続的に事業を行うために、今後も真摯に環境改善に取り組みます。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

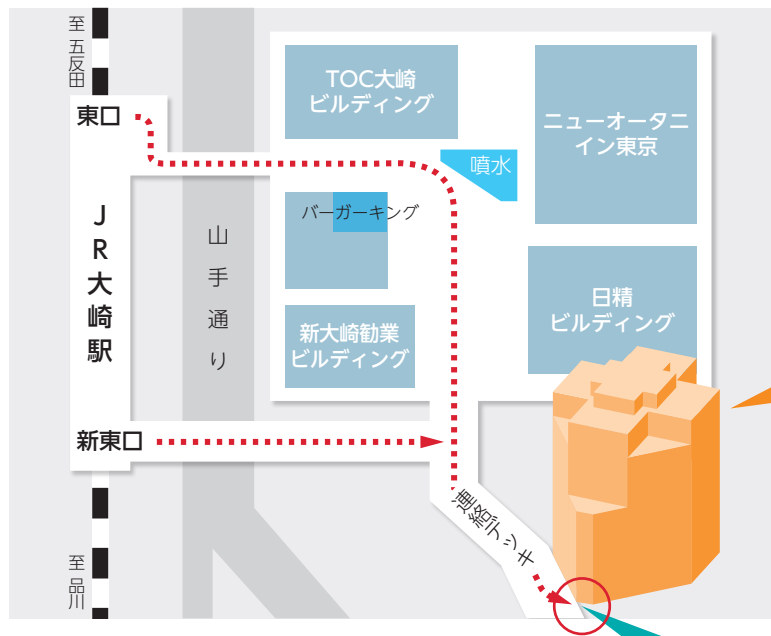
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

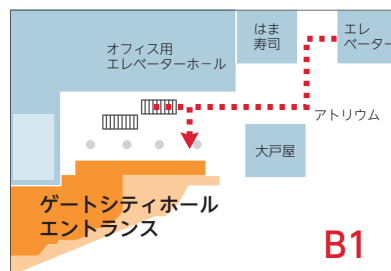
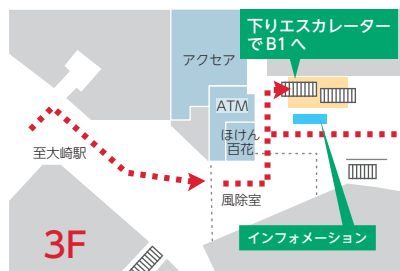
株主総会会場ご案内図

会場	ゲートシティホール（ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階）
開催日時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
交通	山手線、湘南新宿ライン、埼京線、りんかい線 「大崎駅」下車 新東口より徒歩約3分



会場までの アクセス

ゲートシティ大崎への連絡デッキからそのままウエストタワーの3階入口へお入りになり、下りエスカレーターまたはエレベーターで地下1階までお越しください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。